



平成25年1月24日  
港湾局総務課

### 網走港港湾区域の変更について

標記の事案については、平成25年1月24日の運輸審議会において、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定されました。

なお、港湾区域の変更に係る国土交通大臣同意については、速やかに行う予定です。

### 記

網走港港湾区域の変更（申請者 網走市）

#### 【連絡先】

港湾局総務課 小田・田中

TEL：03-5253-8111（内線 46164）

03-5253-8662（直通）

FAX：03-5253-1648

# 申 請 事 案

申請種別	申請 年月日 受付	申請者名	申請内容	申請理由
港湾区域の変更同意	平成 24 年 12 月 12 日  平成 24 年 12 月 14 日	網走市  (網走港港湾管理者)	網走港港湾区域の変更  (別添図面のとおり)	<p>網走港においては、平成 16 年頃から港内擾乱が頻発するようになったことから、海象条件を分析したところ、直近（昭和 63 年 8 月）の港湾計画改訂時の波高及び波向に顕著な変化が見られ、これを原因として港内静穏度が確保出来なくなったことが明らかになった。</p> <p>これに対応するため、平成 21 年 7 月に港湾計画を改訂し、既設防波堤（南防波堤）の延伸等を位置づけたが、平成 25 年度中には現港湾区域外における現地着手となる見込みであることから、これを包含した区域に変更し、一体の港湾として管理運営を行うため網走港港湾管理者網走市より港湾区域の変更同意申請がなされたものである。</p>

(1) 現港湾区域

網走港東防波堤灯台（北緯44度01分23秒、東経144度17分15秒）から279度600mの地点（北緯44度01分25秒、東経144度16分48秒）を中心とする半径2,100mの円弧のうち、同地点から102度及び305度に引いた線以北の部分、同地点から102度2,100mの地点から192度1,025mの地点まで引いた線、同地点から233度に引いた線及び陸岸に囲まれた海面並びに新橋下流の網走川水面。

(2) 変更予定港湾区域

網走港東防波堤灯台（北緯44度01分23秒、東経144度17分15秒）から279度600mの地点（北緯44度01分25秒、東経144度16分48秒）を中心とする半径2,100mの円弧のうち、同地点からそれぞれ90度及び305度に引いた線以北の部分、同地点から90度2,100mの地点から180度1,233mの地点まで引いた線、同地点から233度に引いた線及び陸岸に囲まれた海面並びに新橋下流の網走川水面。

